

JPA Japan Paraglider Association.

日本パラグライダー協会

2017 年度

公認大会規定

Ver. 7.00

 [変更項目](#)

日本パラグライダー協会公認大会規定 2017年

目的

日本パラグライダー協会(JPA)公認大会はJPAパイロット会員のために行われる事業であり、その目的は、飛行技術を競う競技会を行うとともに、飛行技術の向上、選手同士の友好を深め選手を育成し競技人口の底辺拡大と競技の活性化を図ることにある。

はじめに

JPA 公認大会に参加する選手は、競技におけるフライトを全て自己の責任の下において行なわなければならない。ルールを理解し主催者と共に安全に円滑に実施できるよう協力体制を持ち、イベントとしての成功に協力しなければならない。

公認大会に参加する選手は、次の事柄を宣言しなければならない。

「私は、参加選手として、パラグライダーその他使用機材の選択責任、競技への参加の意思、フライトする上で必要な全ての情報の収集義務、テイクオフの意思、フライト継続の意思、フライト中止の意思、ランディングの意思、以上を全て自らの責任、判断によって行います。」

公認大会は、上記の前提の下に開催される。

JPA 公認大会に参加する各選手は、競技ルールを理解し、又次のことに同意しなければならない

- ・ フライトは全て選手個人の責任で行うこと
- ・ 使用する機材の安全性・耐空性は選手自身により管理され、確保されていなければならない。少しでもそれらに問題がある場合はフライトをしてはならない
- ・ たとえ競技が開始されても、気象条件が自己の技能の限界を超えている、あるいはその可能性があると判断した時はテイクオフを断念すること
- ・ 競技フライト中、たとえ競技が中止されなくても、気象条件が自己の技能の限界を超えている、あるいはその可能性があると判断した時は速やかに競技飛行を中止し安全に着陸すること
- ・ 決定されたタスクの飛行コースが自己の技能では安全にフライトできないと判断した時は、テイクオフを断念すること
- ・ 競技フライト中、タスクの飛行コースが自己の技能では安全にフライトできないと判断した時は、安全なコースに迂回するか速やかに競技を中止し安全に着陸すること
- ・ 他の競技者、一般人に迷惑のかかる危険行為は行ってはならない
- ・ 選手は競技フライトに参加することは、義務ではないことを理解しなければならない

1 概要

1.1 開催予定の周知

大会の開催予定は申請を受理した時点で速やかにホームページ等を通じて通知される。
予備日を設定する場合には、その旨と予備日使用のためのルールを開催要項に明記すること。
天候による開催延期が可能な場合は開催要項にて事前に告知しなければならない。

1.2 開催期間

年度は毎年1月1日から始まり、12月31日に終了する。(大会成績の出る日で管理する)

1.3 保険加入

- ・ 各自の責任で傷害保険に加入しておくこと
- ・ JPA パラグライダーパイロット会員証が有効であること

1.4 タスクの種類

- ・ RACE TO GOAL(ゴールレース)
- ・ Elapse time To Goal (エラップスタイムレース)
- ・ アクチュラシー
- ・ Free Distance

1.5 オーガナイザーハンドブック

主催者は必ずオーガナイザーハンドブックを見て内容を理解しておかなければならない。

2 飛行の安全とその規則

2.1 航空法

参加選手は航空法に基づき飛行すること。

2.2 アクシデントとその救助

参加選手は、アクシデントを起こした場合は即座に主催者に連絡しなければならない。連絡がなく救助が出た場合、救助の要請があった場合を含め、その救助費用は選手又はその家族が負担する。
(ヘリコプターの要請費用を含む)

2.3 保護用具の使用

参加選手は安全なヘルメット、**有資格者リガー**によるリパックを受けたレスキューパラシュートを装備しなければならない。また、有効期日の表記がされた、タグを付けていること。メーカーの認めたハーネスからの脱落防止システムが装備されたハーネスを大会期間中装備しなければならない。

2.4 健康管理

- ・ 心身ともに良好でない場合はフライトしてはならない。
- ・ フライトに支障をきたす薬物やアルコールを摂取してのフライトをしてはならない。

2.5 機材の管理

使用機材が損傷した場合には遅延なく主催者に知らせ、適切な処置(パーツ交換・修理)をすること。処置後の機材は損傷を受ける以前と同様の耐空性を持っていなければならない。

また、参加選手は安全上の理由により、日本パラグライダー協会指定の「グライダーズチェック」を2年に一度受け、証明書を「グライダー使用誓約書」と一緒に提出しなければならない。

日本パラグライダー協会グライダーチェックセンター

- ・ グランボレパラグライダーズスクール
- ・ パラグライダーパーク青木
- ・ エアパークCoo
- ・ パラライフ北海道
- ・ ブルースカイ八方尾根パラグライダーズスクール

2.6 衝突回避

- ・ サーマルにはすでに旋回中のフライヤーと同方向に旋回するように入ること
- ・ 飛行中、グライダー構造上の問題が発生した場合すぐに飛行を取りやめること

2.7 雲中飛行

- ・ 雲中飛行は禁止とされ、競技役員、他の選手によって監視される。
- ・ 雲中飛行とは、グライダーの一部又はパイロットが雲により、第三者からの視界から消えたときのことを言う。
- ・ 多くの選手が雲中飛行をした場合、競技委員長は競技を中止する場合がある。

2.8 バラスト

選手は、水又は砂のバラストを使用することができる。バラストを投棄する場合は、他の選手、第三者に迷惑のかからない範囲で行うこと。

2.9 フライト

電線、建造物、人込み等の上空は50m以上の高度を保って飛行すること。

2.10 安全確認

参加選手はフライトしたか、しないかにかかわらず毎日安全確認の報告を決められた時間迄に行うこと。

2.11 ペナルティー

- ・ 大会規則に違反した選手あるいは役員からの指示に従わない選手にはペナルティーが与えられる。タスク失格または大会失格となる。
- ・ 重大な危険行為をした選手および不正を働いた選手はその時点で大会失格となる。
- ・ 大会実行委員長、競技委員長の協議により危険行為に関してイエローカードを発行できる。イエローカードを受けた選手は以降の大会でのセレクションに考慮される。
- ・ イエローカードを無効にするには所属スクールの推薦が必要となる。

2.12 公認大会出場資格の取り消し

会員で次の事項に該当する場合、競技事業部が決定し公認大会出場禁止にする事が出来る。また、大会主催者においては当該大会出場を禁止することが出来る。

- A) JPA 公認大会ルールに違反したとき。
- B) JPA 公認大会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、会員として ふさわしくない行為をしたと判断された場合。

- C) フライトエリア地域住民及び観光客に迷惑あるいは損害を与えた場合。
- D) フライト中危険行為を行ったとき。
- E) 年会費、大会エントリー費それぞれの支払期日までに所定の方法で支払わなかった場合。
- F) その他、大会主催者あるいは JPA 競技事業部がふさわしくないと認めた場合。

2.13 アウトサイドランディング

アウトサイドランディングにより、第三者に迷惑を与えた場合には損害の有無にかかわらず主催者に報告すること。又、損害を与えた場合には速やかにその賠償責任を果たさなければならない。

2.14 ツリーランディングについて。

ツリーランディングした場合、原則としてパイロットの自己回収が基本。しかし、例外として、明らかに自己回収が危険であり、また危険を伴う回収作業が必要な場合は、実行委員長の判断により救助を要請、実際の救助作業を行った人に対する危険手当を本人に請求する。金額は、作業難易度により異なる。

2.15 事故を起こしたパイロットの扱い

【事故を起こしたパイロットを確認した時】

- ・ 大会役員が、飛行中の選手と連絡を取り、事故現場の GPS コーディネート、地形、海拔高度、グライダーの色、怪我人の名前、エントリーナンバー、怪我の状態を正確に伝える。
- ・ どのような救助が必要か見積もる。(ヘリコプターが必要かどうか。その他の救助体制)
- ・ 主催者と連絡を続ける。

【アシストできる選手は着陸する前に】

- ・ 事故地点の特定に必要な目標物を見つけておく。
- ・ GPS コーディネートと海拔高度を記憶しておく。

【主催者側に伝えるべき内容】

1. 私はパイロットナンバー何番の誰々です。
2. アクシデントがここで起きました。
3. 事故を起こした機体は、——で、——色です。
4. 私は、現場の近くに着陸できます。できません。
5. 指示をお願いします。

【もし可能なら】

1. 彼の名前は——です。エントリーナンバーは——です。
2. 彼はしゃべれます。彼は動けます。
3. 指示をお願いします。

【主催者の指示の後】

1. 近くに着陸する。
2. 空中で待機し、救助隊を事故現場に誘導する。
3. タスクに戻る。

【もし主催者と連絡が取れなかったら】

1. もし他の選手と連絡が取れるのであれば、その選手に状況を伝え電話連絡できるところに着陸し主催者にその旨連絡するように要請する。

2. もし誰とも連絡が取れなかったら、現場に降りるべきか、電話の近くに降りるべきかを決める。

【主催者に事故現場への行き方を伝える事も大切である】

1. 道の指定
2. 現場への到達方法

【事故現場にたどり着いたら】

1. 意識があるかどうか確かめる。
2. 呼吸を確かめる。
3. 動けるかどうか確かめる。
4. 骨折しているか、開放骨折なのか確かめる。
5. 出血があるかどうか、内出血か確かめる。

【怪我人の保護と救助にあたって】

1. 安全にランディングできることが前提です。
2. 落石を避けるために怪我人には静かに近づくこと。できたら斜面のサイドから、もしくは下からアプローチをかける。
3. 現場の安全を確保する。
4. 救助が到着したら、ヘリコプターが近づける準備をする。(グライダーをたたむ)
5. 怪我人を保護する。
6. 絶対にけが人を動かさないこと
7. 寒がっていれば、温める。
8. 意識が朦朧としていても話しかけること